

センター1階)  
報酬 月額19万7,820円  
試験日 7月1日(土)  
選考方法 書類選考・面接試験  
募集要項 6月15日(木)から高齢者支援課(両庁舎1階)で配布  
受付期間/場所 6月15日(木)~22日(木)の平日/高齢者支援課(田無第二庁舎1階)  
 ▶高齢者支援課 ☎042-420-2816

**障害者支援相談員  
(令和5年8月採用予定 会計年度任用職員)**

資格 次のすべてに該当する方  
 ●社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・精神保健福祉士などの資格を有する  
 ●障害者に関する施設または在宅において障害者福祉に関する業務の実務経験がある  
人数 1人  
報酬 日額1万3,500円  
試験日/方法 7月8日(土)/面接試験(個別)  
受付期限 6月28日(水)まで  
募集要項 障害福祉課(田無庁舎1階)、防災・保谷保健福祉総合センター1階)、職員課(田無庁舎5階)、市HPで配布

※詳細は募集要項をご覧ください。  
 ▶障害福祉課 ☎042-420-2805

**市立保育園の夏季補助職員**

資格/人数 子ども好きな方、夏季期間中に短期間でも勤務できる方/10人程度  
勤務日時 7月20日(木)~8月31日(木)の平日午前8時30分~午後5時  
 ※勤務日に予定などがある場合は履歴書に記載  
賃金 ●1,200円(保育士資格者)  
 ●1,100円(無資格)  
7月3日(月)までに当市指定申請用紙を記入のうえ下記に提出  
 ※申請用紙は市HPをご参照ください。  
 ▶幼児教育・保育課 ☎042-452-6777

**etc その他**

**寄附**  
 市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。  
 ※鈴木隆 様(100万円)  
 ▶秘書広報課 ☎042-460-9803  
 ※住吉学童クラブ父母会 様(長机)  
 ▶総務課 ☎042-460-9810

**市ホームページに掲載する広告の募集**

市HPのトップページへ広告の掲載を希望する事業主を募集します。  
サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル  
容量 4KB以内  
形式 GIF(アニメーションGIF・透過GIFは不可)  
掲載時期 掲載希望月の1日から(1カ月単位・最長12カ月まで)  
掲載料 月額2万5,000円  
 申込方法や掲載基準など詳細は市HPをご覧ください。  
 ▶秘書広報課 ☎042-460-9804

**国民健康保険被保険者証の更新**

8月1日(火)から利用できる保険証を7月上旬から世帯主宛てに簡易書留で送付します。郵便局の配達事情により3週間程度かかる場合があります。なお、同じ世帯であっても加入者の年齢によって別の日に配達される場合があります。  
 配達日に不在の場合は不在票が投函されますので、郵便局へお問い合わせください。郵便局での保管期間経過後は、原則、保険年金課(田無庁舎2階)での受け取りになります。  
本人確認書類1点(運転免許証・パスポート・旧保険証・医療証など)  
新しい保険証 濃クリーム色  
昭和28年8月2日以降に生まれた方(国民健康保険被保険者証を送付)  
有効期間 8月1日(火)~令和7年7月31日(木)  
 ※次に該当する方は有効期間が異なる場合があります。  
 ●令和7年7月1日(火)までに70歳の誕生日を迎えられる方  
 ●外国籍の方  
 ※詳細は、新しい保険証に同封のお知らせをご覧ください。  
昭和23年8月2日から昭和28年8月1日までに生まれた方  
 一部負担金の負担割合が記載された、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。一部負担金の負担割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。  
有効期間 8月1日(火)~令和6年7月31日(水)

※次に該当する方は有効期間が異なる場合があります。  
 ●令和6年7月31日(水)までに75歳の誕生日を迎える方  
 ●外国籍の方  
一部負担金の割合の判定基準  
 同一世帯の70歳以上の国保加入者を対象に判定します。  
**【2割負担の方】**  
 次のいずれかに該当する方  
 ●全員の住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満  
 ●全員の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下  
 ●全員の収入の合計が次のいずれかに当てはまる  
 ①世帯に被保険者が1人…383万円未満  
 ②世帯に被保険者が2人以上…520万円未満  
 ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満  
**【3割負担の方】**  
 次の全てに該当する方  
 ●住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上が1人以上  
 ●世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上  
保険年金課 ☎042-460-9822  
 ●資格に関すること ☎042-460-9822  
 ●負担割合に関すること ☎042-460-9821

**傍聴**

**■教育委員会**  
時 6月27日(火)午後2時  
場 田無第二庁舎4階  
内/定 行政報告ほか/10人  
 ▶教育企画課 ☎042-420-2822  
**審議会など**  
■図書館計画策定懇談会  
時 6月21日(水)午後2時  
場 イングビル  
内 図書館計画策定

定 3人  
 ▶中央図書館 ☎042-465-0823  
■社会教育委員の会議  
時 6月23日(金)午後2時  
場 田無第二庁舎5階  
内 地域の活性化に向けた人材の育成  
定 2人  
 ▶社会教育課 ☎042-420-2831  
■教育計画策定懇談会  
時 6月23日(金)午後2時  
場 田無第二庁舎4階

内/定 教育計画/5人  
 ▶教育企画課 ☎042-420-2822  
■子ども子育て審議会計画専門部会  
時 6月27日(火)午前9時30分  
場 田無第二庁舎4階  
内/定 子育て・子育てワイワイプランの策定ほか/5人  
 ▶子育て支援課 ☎042-460-9841  
■男女平等参画推進委員会  
時 6月27日(火)午後6時15分  
場 田無庁舎5階

内 第4次男女平等参画推進計画の評価ほか  
定 3人  
 ▶協働コミュニティ課 ☎042-439-0075  
■地域自立支援協議会計画策定部会  
時 7月12日(水)午後6時30分  
場 田無庁舎5階  
内 障害者基本計画および障害福祉計画・障害児福祉計画策定ほか  
定 5人  
 ▶障害福祉課 ☎042-420-2804

**国民健康保険料の変更点をお知らせします**

物価高騰対策  
 被保険者の生活状況を考慮し、国民健康保険料率は据え置きとしました。  
賦課限度額の改定  
 国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者に係る医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。今年  
改正内容

度の国民健康保険料については、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を20万円から22万円へ改定しました。  
軽減制度の拡大  
 国民健康保険料は、前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和5年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました(下記「改正内容」のとおり)。  
 ▶保険年金課 ☎042-460-9822

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	7割
前年中の軽減判定所得が43万円+[28万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[29万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が43万円+[52万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[53万5,000円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	2割

※軽減の判定には国民健康保険に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得が含まれ、また国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めます。 ※専従者給与(控除)額は必要経費に算入されません。また、それぞれの専従者が当該事業から受ける給与と所得の金額はないものとします。 ※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方は、公的年金などに係る所得から15万円を控除します。 ※譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。